

社会福祉法人 緑友会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人緑友会（以下「本会」という。）の定款第八条及び、定款第二十一条第項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第五条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第一五条による者をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）研修参加費等の経費をいう。
- (7) 出席とは会議や研修への会場参集および Web 参加をいう。文書および電子的方法のみによる決議は出席と意義付けず、報酬は支給しない。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第八条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

- 2 常勤役員に対しては、報酬及び通勤手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員（施設長以下の職員）には支給しない。
 - (1) 報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲とする。
 - (2) 通勤手当の額は、給与規程による。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。
- 4 会議以外の業務は次の通りとし、評議員及び非常勤役員に支給する。報酬の額は本条第1項及び第3項と同じとする。
 - (1) 年次決算、事業実施状況監査を目的とする監事監査の実施
 - (2) 監督所管等の主催する評議員、役員の為の研修等に出席した時
 - (3) 監督所管等の行う実地指導監査等の出席
 - (4) 入札に係る監理業務の遂行
 - (5) 事業の継続に必要な委員会等への出席
 - (6) 上記のほか評議員会が必要と認めた時

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

2 ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 本人が本人の属する団体の口座に振り込みを希望するときは、第2項の限りではなく、その団体に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。但し現金によらない場合は、第4条の第2項、第3項を準用する。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規定は、平成29年6月16日より施行する。

改定 令和3年7月1日

別表第1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	10,000円	50,000円	300,000円

別表第2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額(1人当たり)	期末手当年額(1人当たり)	年間総額(1人当たり)
役員(常勤)	——円	——円	——円

但し平成29年6月16日時点では該当者がいないため策定しない。

別表第3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	月間総額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額(合計)
理事長 (役員等会議業務)	20,000円	制限なし	180,000円	180,000円
理事長 (日常業務)	10,000円	80,000円	960,000円	960,000円
理事 (理事長以外)	10,000円	制限なし	70,000円	280,000円
監事	10,000円	制限なし	110,000円	220,000円
全役員合計				1,640,000円

ただし全員の合意により、複雑でない事案を书面承認決議する場合には、支給しない。
理事長が会議業務に出席した日の日常業務については、重ねて支給しない。